

学事第542号  
令和5年8月31日

学校法人人間平成学園 理事長 様

埼玉県知事 大野 元裕  
(公印省略)

大学等における修学の支援に関する法律第7条第2項に基づく確認について

下記による確認申請書に記載の大学等は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第7条第2項各号に掲げる要件を満たしていることを確認しましたので、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)第7条第1項の規定に基づき通知します。

なお、同規則第7条第2項に基づく確認申請書(様式第2号の申請書の部分に限る。)の公表について、遺漏ないよう御対応願います。

#### 記

- 1 申請年月日 令和5年6月30日
- 2 大学等の名称 人間看護専門学校
- 3 その他 授業料等減免対象者に対して令和6年度から授業料等の減免を行うこと

担当 総務部学事課  
専修各種学校担当 山田  
電話 048-830-2562 (直通)  
E-mail [a2550-04@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2550-04@pref.saitama.lg.jp)